

戦前の宇治山田市における 内宮神苑設計思想の変遷

濱田 美知瑠¹・林 倫子²

¹正会員 株式会社オオバ大阪支店まちづくり部
(〒541-0047, 大阪府大阪市中央区淡路町1-7-3日土地堺筋ビル8F, E-mail:michi_hamada@k-ohba.co.jp)

²正会員 関西大学環境都市工学部
(〒564-8680, 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号, E-mail:mhayashi@kansai-u.ac.jp)

近代宇治山田の「神都」を構成する都市施設の 하나가神苑であった。本研究では、明治期の神苑会事業以降の各年代の内宮神苑にまつわる整備事業・計画の目的、および神苑に求められた機能を明らかにし、国営都市計画である神宮関係施設整備事業にて計画されていた神苑の設計思想について考察した。その結果、明治期の神苑会事業時には、防火や神宮尊厳の保持など神宮を中心に据えた目的が掲げられていたが、大正期の県管公園計画時には参詣者の滞留空間確保が、その後の都市計画では内宮の玄関や交通広場機能の確保がその目的とされており、年代が下がるにつれて都市全体を視野に入れた計画的視点に立った目的へと変遷していったことが指摘できた。

キーワード: 宇治山田, 伊勢, 神都計画, 設計思想, 神苑, 神宮, 神社境内

1. はじめに

宇治山田（現三重県伊勢市）は古来より皇祖の鎮座地として発展した宗教都市であり、同時に、伊勢信仰の参詣者を全国から受け入れ発展した観光都市でもある。本地域に所在する神宮とは、内宮と外宮の両宮を併せた御称号であり¹、明治以降の社格制度の中で内宮・外宮は別格の扱いを受けていた²。

神宮の国家管理下進展の中、宇治山田は「神都」として整備・計画されていった。1887（明治19）年6月には、神宮宮域の肅清を復し神都の大観を興すことを目的に、地元志士の太田小三郎らによって地域独自の民間組織である「神苑会」が組織され、民家の撤去および神苑の創出、内宮附近の山林の買収、神苑別区の整備など、「神都」としての都市整備が行われた³。また、同時期の1897（明治30）年頃からは鉄道の敷設や自動車道である御幸道路の新設により人々の移動形態と市街地の都市構造も大きく変容した。そのような中、宇治山田市は当市を皇祖鎮座の神域、我が国の讃仰聚楽の一大聖地とするため、1929（昭和4）年に市議会の議決に基づき市是調査会を設置し⁴、独自の準備・調査を経たのち、1933（昭和8）年に「大神都特別聖地計画に関する意見書」を内閣総理大臣および内務大臣宛に提出した。これにより、宇治山田市はそれまで行われてきた「神都」整備・

計画を国営による都市計画に進展させようとした。その後、神宮聖地計画国営建議案は第六十四議会において貴衆両院とも全会一致を以て通過し、1938（昭和13）年に神都計画のマスタープラン素案に当たるとされる⁵「神宮関係施設要綱」が可決され、都市計画地域指定や五十鈴川改修事業などが都市計画決定されたが、戦局の悪化によりその大半は中止された。

この「神都」を構成する都市施設のひとつに神苑があった。明治期に活動していた神苑会は、有志からの寄付金をもとに、設立当初の目的であった内外両宮の神苑の拡張・整備を完了し、1892（明治25）年12月に開苑式を挙行した⁶。中嶋（1997）は、この神苑会による神苑整備が境内の風致維持と参拝者のための施設の充実を目的としたものであったこと、そして全国の神社の神苑整備を触発したことを指摘する⁷。また内宮神苑に関しては、ジョン・グリーン（2015）が、神苑会史料をもとに神苑会によって整備された神苑のデザインを把握し、当時のデザインは「公衆をして遊目眙懐の快樂を享有せしめんこと」を優先的に考えたデザインであったと述べる⁸。

上記既往研究に取り上げられてきた神苑会による内宮神苑事業は、五十鈴川に架かる宇治橋を神域側に渡った内側（東岸側）のみを対象としたものであった。しかし後年にも内宮神苑は拡張整備がなされており、宇治橋外に設置された県管公園がそれにあたる。さらに、その後

の国営都市計画では更なる拡張計画が立案されていた。これらを踏まえたうえで、神苑会事業を起源とする内宮神苑整備計画は、いわゆる一連の神都計画・神都整備の流れにおいて、整備・計画主体が移る中でその整備方針や思想が変遷しつつ、最終的な国営都市計画まで継続されたのではないかと推察される。しかし各年代でどのような神苑の形が模索されてきたのかについては明らかにされていない。そこで本研究では、各年代の内宮神苑にまつわる整備事業・計画の目的、および神苑に求められた機能を明らかにし、国営都市計画である神宮関係施設整備事業にて計画されていた神苑の設計思想について考察する。

研究にあたり、内宮神苑整備に関わる内容が記載された文書として、神苑会史料、神宮司庁発刊の資料各種、都市計画三重地方委員会の速記録、宇治山田市による都市計画の仮想案資料、内閣の行政文書、その他関連する史料を用いた。

2. 神苑会による神苑整備

現在の内宮は五十鈴川の兩岸、宇治橋の内外それぞれに神苑を有しており、内側（東岸側）の神苑を通して奥へ進むと正殿へ至る。これら内宮神苑に当たる区域にはかつて、門前町として賑わう猥雑な市街地空間が広がっていた⁹⁾。このような状況を問題視し、神宮宮域の静肅を復し神都の大観を興すことを目的に、1886（明治19）年に神苑会が組織された。同会の「神苑会創設主旨」には、「神都ノ地タル山媚ビ水明ニ、千歳ノ風致ヲ存スルヲ以テ、今善ク勝區ノ規畫ヲ修メ、神宮ノ尊嚴ヲ擴張スル」ために同会を組織し、「公衆ノ良圖ヲ集メ大ニ計畫スル所アラントス」とある¹⁰⁾。1888（明治21）年、神苑会は同会事業発達に協力するよう、郡長に示達を行ってほしい旨、石井三重県知事へ懇願書を提出したが、同書には以下のように説明がなされていた。「両宮接続地ノ地ハ、従来人家軒ヲ接シ頗ル猥雑ヲ極メ、自ラ風致ヲ損スルノミナラズ、嘗テ火災ノ宮城内ニ延焼センコトヲ恐レ、屢撤去ノ説アリシモ、未ダ行ハレズ、由テ今回断然其地ヲ購ヒ、盡ク人家ヲ撤去シ、道路ヲ修メ樹木ヲ植エ、池ヲ穿チ水ヲ引キ、清浄幽邃ノ苑圃トナシ、参拝者ヲシテ自ラ静肅恭敬ノ念ヲ起サシメントセリ」¹¹⁾。ここから、神苑会の神苑整備の目的は宮域の風致毀損や延焼の防止であり、創出される神苑は、信仰心の観点に基づき参拝者に静肅恭敬の念を抱かせるような空間とする方針であったことがうかがえる。

そして神苑会は、「殊ニ苑地ノ風趣ヲ設ケ林泉ノ

装置ヲ配スルガ如キ、宜ク苑藝家ノ考案ニ待ツ所ナカルベカラズ」として、造園家である小澤圭次郎にデザインの考案を要請した¹²⁾。小澤圭次郎は桑名藩の侍医の次男として1842（天保13）年に生まれた人物で、明治初期に維新政変のため名園諸寺の園池等が次々に荒廃していく様子を目の当たりにし、自身の勤めの合間に庭園図を記録・収集する研究を行った。また、庭園史の研究のみならず、日本式庭園の設計も行っており、大阪天王寺公園や日英博覧会場内の日本風庭園などを設計した¹³⁾。この小澤圭次郎に神苑のデザイン考案を依頼したことから、神苑会は神苑を日本庭園として整備する方針であったことがわかる。

この小澤の設計案が神苑会の初期案となった（図-1上）。内宮神苑を南北に貫く参道は、市街地撤去前からあった道の線形と同じであり、市街地の大通りをそのまま参道として残していることが分かる。その両側には逍遙路が配され、小休所となる金環逕や床几が設置された御蓋亭、流觴流扇が可能な管玉井を設置する計画とされていた¹⁴⁾。すなわち、参詣者の利用を想定した休憩施設や遊宴施設の設けられていたことから、参詣者がその中で寛ぎあるいは清遊できるような日本庭園がデザインされたことがわかる。しかし、実際に完成した内宮神苑には、小澤案に含まれていた管玉井や金環逕、御蓋亭等などは建設されず、逍遙路のみが広がっていた（図-1下）。

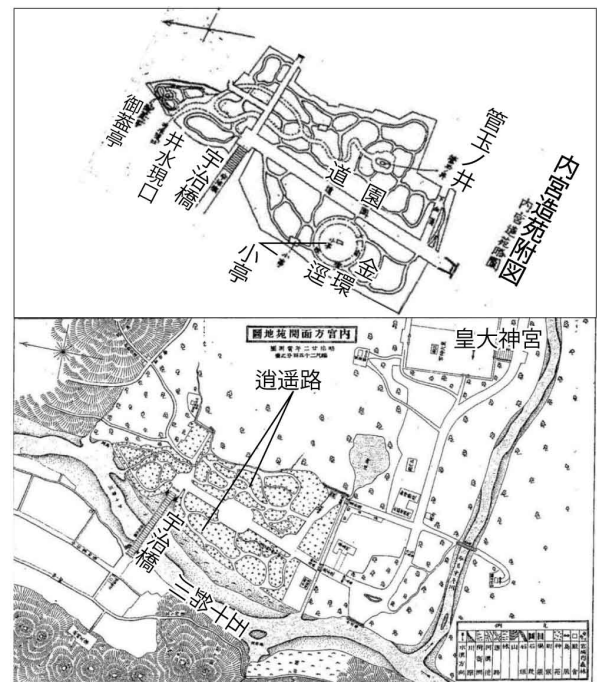


図-1 神苑会による内宮神苑整備の初期設計略図（上）と造苑後の神苑地図（下）（上：内宮造苑略図（藤井清司：神苑会史料，p.152），下：内宮方面開苑地図（同，p.318）より転載，筆者加筆）

この変更理由については明確に述べられていないが、神苑会史料には「...（上略）神苑計画地ニ就キ實檢ヲ請フ、當時寄付金ノ實収豫期ノ如クナルヲ得ズ、財計困難、爲ニ土功ノ進行ヲ鈍クシ、隴墟索寞ノ状ナクンバアラズ」¹⁵⁾との記述もあり、当時の財政状況が原因の一つとして考えられる。

3. 宇治橋外神苑の整備および市の構想案

(1) 県管公園としての宇治橋外神苑の創出

神苑会による神苑整備後、大正初期には御大典事業のひとつとして、宇治橋外へ神苑がさらに拡張整備された¹⁶⁾ (図-2)。これについて『神宮・明治百年史』には次のように記される。「大正の初め、内宮宇治橋外は旅館商店軒を連れ、人家は頗る稠密にして、皇大神宮の西北に当るを以て、西北の風が強烈な季節に当方面の人家に火災が発生すれば、宮城内の齋館、神楽殿等の宏大なる建物に延焼し、終に正殿に及ぶおそれがある。特に天皇皇后両陛下の神宮御参拝の盛儀もあるので、民家を撤去し、土地を買収して、この地域に公園を設置し宮域の風致を森厳にすると共に、防火上の安全を期するものであって、大正元年十一月内務大臣に認承を内申した。この事業は県営として、これに要する経費約十五万円を神宮が県に寄贈し竣工の後神宮に移管する内約に依るものである」¹⁷⁾。つまり本事業の目的は、神苑会と同様に防火の観点による民家の撤去と、神苑の森厳さの確立にあったとされる。

この新設神苑が県管公園であるが、県管公園の設計思想に関する当時の資料等は管見の限り見当たらない。ただし唯一の手掛かりとして、後年、都市計画三重県地方委員会の神都聖地計画懇談会（神都計画に向けた懇談会）で内宮前の神苑拡張（次項にて詳述する）が話題と



図-2 県管公園建設後の内宮神苑の範囲（神宮司庁『神宮要綱』（1928）収録「皇大神宮神域廓清沿革圖（二千四百分の一）」（部分）上に、橋名・凡例を筆者加筆）

なった際の、宇治山田市長福地由廉（当時）の以下の発言がある。「（前略）…宇治橋外ノ神苑ノ如キ最初ノ計画トシテハ、芝生ノ廣々トシタ宇治橋ノ内ニ於テハ辨當ヲ擴ゲルト言フコトハサセラレナイガ、外ノ縣管公園ニ於テハ辨當位ハ使ハセルコトニナツテ居タガ、俵知事ノ時代ニ神苑地トシテ飽クマデ床シイ所ニシタイト言フノデ、矢張り樹木ヲ植エテ森林的園地ガ出来マシタ」¹⁸⁾。つまり、県管公園の計画されていた当時、神苑会による既存の宇治橋内の神苑は「弁當を広げ寛げるような空間」、すなわち参詣者が寛ぎ滞留するような空間とは認識されていなかったため、宇治橋外に新設される神苑、すなわち県管公園は当初、そのような広場としての利用を想定されていたという。しかし最終的には、神苑としての情趣や気品を考慮して森林的園地に決定されたという。

この一節より、当時の神苑整備には「参宮者の滞留空間の確保」と「神宮の森厳な雰囲気醸成」のふたつの需要があったということが、まず指摘できるであろう。さらに、「宇治橋ノ内」の既存の神苑では実現できない「参詣者の滞留休憩」を、新設される「宇治橋外」の神苑で実現しようとしていたことから、同じ神苑であっても五十鈴川を隔てた内外でそれぞれ異なる性質や機能を持たせようとする思想が存在していたことが指摘できる。最終的な県管公園が「森厳な雰囲気醸成」を重視して森林的園地とされた理由は定かでないが、この県管公園事業が御大典事業であり、天皇の伊勢神宮御行幸の際の鹵簿を想定していたということも関係しているかもしれない。

最後に、戦後の写真から県管公園のデザインを把握する。写真-1は1954（昭和29）年の内宮宇治橋前を写したものであるが、橋に向かって半円形の砂利敷の広場空間が広がり、松などが植樹されている。これは現在の宇治



写真-1 宇治橋外の神苑（県管公園）の様子（岩波文庫編集部編『伊勢』（岩波写真文庫117、岩波書店、1954）より転載）



写真-2 昭和27年の宇治地区の様子（国土地理院空中写真，1952年11月19日撮影，USA-M203-2-288）

橋前とほぼ同じであることから、宇治橋外神苑の空間は大正期に整備されて以来変更されていないものと推測される。そして写真-2より、この広場の外周には松と思しき樹木が植栽されていたことがわかる。これにより、行幸ルートでもあった広場は、周囲の市街地から遮断された「森林的」空間となっていたものとみられる。

(2) 都市計画三重地方委員会による神苑拡張の意向

先にも取り上げたように、都市計画三重地方委員会の神都聖地計画懇談会では、内宮前に既設の県管公園よりさらなる神苑拡張が議論されていた。先にも引用した宇治山田市長福地由廉の発言を、その前後も含めて再度確認する。「此ノ広場ト言フコトニ就テハ再々拡張シタイト言フ意見ガアルノデアリマス。然シナガラ一面ニ於テハ、屢々此ノ拡張ト言フコトニ就テ附近ノ住民ヲ脅カシツツアルノデ、此ノ住民ノコトモ考ヘテ貰ヒタイ。拡張ニ就テハ自ラ程度ガアルト思ヒマス、例ヘバ宇治橋外ノ神苑ノ如キ最初ノ計画トシテハ、芝生ノ広タトシタ宇治橋ノ内ニ於テハ弁当ヲ広ゲルト言フコトハサセラレナイガ、外ノ縣管公園ニ於テハ弁当位ハ使ハセルコトニナツテ居タガ、俵知事ノ時代ニ神苑地トシテ飽クマデ床シイ所ニシタイト言フノデ、矢張り樹木ヲ植エテ森林的園地ガ出来マシタ。アア言フ園地ガ広リマスト何所マデ広ゲテモ同ジコトデス、矢張り最初ノ計画ノ如ク弁当位ハ使ハスト言フ遊園地様ノモノニシテ欲シイト言フコトガ問題ニナツテ居リマス」¹⁹⁾。つまり、たびたび見られる宇治橋外の神苑を拡張すべきという意見に対し、立ち退かなければならない周辺住民のことを考慮すれば拡張にも限度があり、県管公園のような森林的園地を拡張したところできりがないので、県管公園の当初計画のように「参宮者の滞留空間」となる神苑を新設するべきである

と述べた。三重県会議員（当時）であった堀川茂三もこれに賛同し、「私モ外宮サント異ツテ内宮ノ方ハ川ヲ距テ外苑ノコトデアリマスカラ、現在ノ様ナ犯スベカラザルーツノ神苑トナラズ寧ロ開放的小公園ヲ設クルコトガ良イト思ヒマス。芝生ノ上デ自由ニ寝ソベルトカ色々自由ニ休メルコトノ出来ル所謂小公園ヲ設ケテ開放的ニスルノガ良イト思ヒマスニ存ズルノデアリマス」と発言している。さらに、神宮司長林苑課長（当時）であった篠田良二もまた、以下の発言をしている。「神苑ノ問題ト縣管公園ノ問題ニ就テアレハ神宮司庁ニ於テ理想論トシテハ斯ウ言フ譯ニナツテ居ルノデアリマス。神苑ト致シマシテハ宇治橋ノ外ト、宇治橋ノ内ノ設計ガ間違ツテ居ルノデアリマス。アレハ内ノ方ヲ先ズ林地ノヤウニシテサウシテ宇治橋カラダンダン奥ヘ行ク程森林地帯ニナルヤウニ遣リマスノガ神苑ノ設計トシテハ良イノデアリマス。…（中略）…外ハ餘リ樹木ヲ多ク植エズニ芝生地帯トシテ内ヲモウ少シ森林地帯ニシナケレバナラヌ。サウシレバ宇治橋ノ外ハ二十番サン（注釈：三重県会議員堀川茂三）の御意見ノヤウニナリハシナイカト思フノデアリマス」¹⁹⁾。

以上の諸氏の発言より、都市計画三重地方委員会における神苑拡張の議論においては、県管公園設計時にも確認された「参宮者の滞留空間の確保」と「神宮の森厳な雰囲気醸成」という神苑に対する二つの需要のうち、拡張神苑を前者に応える開放的な芝生の遊園空間にすることで意見が一致していたことがわかる。その他、五十鈴川と宇治橋を境界とする神苑の性質の差への認識も共有されており、さらに神宮司庁が「外ハ餘リ樹木ヲ多ク植エズニ芝生地帯トシテ」「宇治橋カラダンダン奥ヘ行ク程森林地帯ニナル」ような設計を理想と考えているなど、既存箇所も含めて神苑の形態について議論されていたことが確認できた。

(3) 市の構想案による神苑の拡張と計画道路

国営都市計画の実現に向けて宇治山田市が独自に作成した都市計画仮想案のうち、内宮方面の神苑拡張に関連する内容を見ていく。同仮想案中の「第四 神宮施設」の項の冒頭は、「御宮域内に関することは、御遠慮申し上げることとし、主として市街に接触する方面に向かって、市街施設と相関係し、彌が上にも、御威容の向上を計ることを念頭に置き、参拝にも御警備の上にも、これ等施設上の完璧を期せんとするものである」という一文で始まる²⁰⁾。つまり同計画案では、神宮の威容の向上を目的として市街地と接する神宮施設が計画されている。このうち「(1) 内宮方面」に「イ、宇治橋外苑の拡張」の項が含まれており、「現在の宇治橋外縣管公園、即ち内宮の大手口とも目さるる外観は、外宮のそれに比

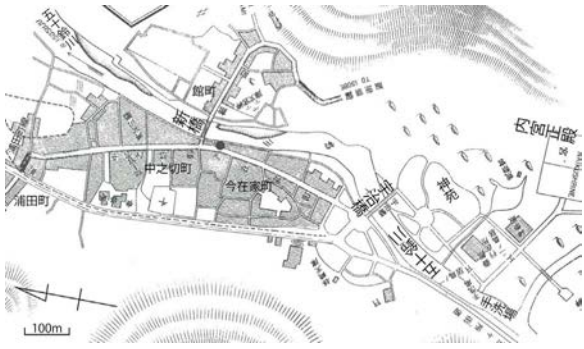


図3 県管公園建設後の宇治地区の様子（宇治山田市編纂「宇治山田市平面図」（縮尺1/8000, 1919（大正8）年11月18日発行）上に、町名、橋梁名、河川名を筆者加筆。地図画像は、伊勢教育委員会『市制80周年記念地図でみる伊勢のあゆみ』（1986）より引用）

し、地勢上已むを得さるとは謂へ極めて狭隘である。而も國道の浦田町より宇治橋に至る路線が如雪園の山手に沿へるが爲に、一層の窮屈さをせしめている。今一段と明朗快濶ならしむる必要がある」と述べられている。そして「これが改善策世論の一般を統合するに」、「縣管公園より浦田町線に、尚ほ川向ひの館町に迄延長し、この一圓を神苑化する積極案」と「延長線を新橋通り迄に止めんとする消極案」の二説に要約されるとしたうえで、最終的には境界線を新橋通りに止め、館町方面は全部の民家を撤去する案を推している²¹。なお、ここで新橋とは中之切町から館町を繋ぐ橋、浦田町線とは浦田町を東西に通過する道路であると考えられる（図-3）。

以上の記述から、宇治山田市の仮想案においては、既設の宇治橋外の県管公園に内宮の玄関性が見出されており、神宮の威容という点からその外観の狭隘さが問題視されていたことと、内宮神苑拡張計画はこれを改善すべく「内宮の大手口」に相応しい空間を創出することを目的としていたことが確認できる。

この神苑はどのような空間であったのか。同仮想案では「苑内施設の重なるもの」として、中央部には「付替国道の苑内貫通：両側に開溝を設け清水の流れを見せる」「参宮者休憩所及広場の設置」、如雪園方面には「撰末社境内整備（元大橋館裏）」「国史館建設（如雪園の高地に）」「舊國道沿ひに駐車場設置」、館町方面には「神馬運動場移轉」「平坦地は神宮所属御建物の敷地に充つるに好適ならんか」「石井神社附近整備により自然林化」、をそれぞれ挙げている²²。これらのうち玄関性の演出に関連すると思われる事項について以下に詳述する。

まず、中央部には参宮者の休憩所と広場が設置される計画であった。計画図（図4）および鳥瞰図（図5）を参照すると、拡張神苑の中央部には、植樹箇所ももちろん見受けられるもののオープンスペースがふんだんに配



図4 宇治山田市仮想案における宇治橋前神苑拡張の計画図（伊勢市役所所蔵「大神都仮想計画図 縮尺五千分ノ一」（塩野庄二郎『大神都特別聖地国営計画』に対する一考案 仮想案概要書』（1934）付図の下書きか）上に、神宮司庁『神宮要綱』（1928）収録「皇大神宮神域廓清沿革圖（二千四百分之一）」の明治20年以降の神苑拡張範囲を筆者加筆）



図5 宇治山田市仮想案における内宮前神苑拡張の鳥瞰図（塩野庄二郎『大神都特別聖地国営計画』に対する一考案 仮想案概要書』内「内宮神苑拡張鳥瞰図」（部分転載）

置され、逍遥路とみられる曲線的な道も配置されており、都市計画三重地方委員会の議論にもあった「開放的な」空間とされていたことが読み取れる。参宮者休憩所については、1930（昭和5）年6月8日伊勢新聞に掲載された、宇治山田市市是調査会に付議された「日本聖地計画」の神宮施設事業経費予算（宇治山田市が独自で算出したものと考えられる）でも、「神宮施設」に「無料休憩所設置（内外両宮外苑に百九十坪のもの一ヶ所宛経費五万円）」が含まれており²³、大規模な休憩所が計画されていたことが確認できる。

さらに中央部には「付替国道の苑内貫通」も計画されていた。図4および図5を参照すると、市街地から内宮にかけて神苑中央にメインストリートが設けられており、

これが付替後の国道であったと考えられる。その他、如雪園方面の旧国道沿いには駐車場設置という項目が設けられており、神苑には交通施設空間としての機能も想定されていたことがわかる。

4. 国営都市計画における神苑の整備方針

国営都市計画にも内宮神苑の拡張計画は含まれていた。「神宮関係施設要綱」には「内宮宮域ニ關スル施設」のひとつに「(一) 宇治橋外宮域ノ拡張整備」が含まれ、「(イ) 宇治橋外廣場ニ接スル市街地帯中、今在家町及中之切町ノ各一部約七千四百坪ヲ買収シ宮域ノ拡張ヲナシ廣場、神苑及神路等ノ造苑工事ヲ施工スルト共ニ宮域境界付近ニ幅員十五米延長約百六十米ノ道路ヲ新設スルコト、(ロ) 宇治橋前面民有山林地帯中、今在家町、中之切町及浦田町ノ各一部約二萬六千六百坪ヲ買収シ宮域ノ拡張ヲナシ林苑工事ヲ施工スルコト」²⁴⁾とある。図-6は「神宮関係施設調査会施行予定事業」²⁵⁾の付図で、神宮の神域・第一宮域林とともに神宮関係施設整備事業での買収予定地が示される。範囲や位置関係から考えて、図-6中の①の区域が前記の「(イ) 宇治橋外広場に接続する市街地地帯」の拡張範囲であり、②の区域が「(ロ) 宇治橋前面民有山林地帯」の拡張範囲を指すものと推察される。

この神苑拡張整備について、内務事務官岡田包義は雑誌記事上に以下のように解説している。「現在の宇治橋外の宮域は、先帝陛下御踐祚記念事業として、大正元年に神宮の経費を以て、造成したものであるが、現在は参拝者が激増し、又、自動車等の交

通が頻繁となり、交通上支障を生ずるのみならず、宮域の森厳、竝に風致の保持上に於いて欠くる所があるやう感ぜらるるので、更に宮域を拡張する要ありと認めらるるのである」²⁶⁾。すなわち、国営都市計画における神苑拡張計画の目的は、混雑緩和のための交通空間と、宮域の森厳と風致の保持に必要な境界空間の確保であったことがわかる。

国営都市計画の拡張神苑について、これ以上の詳細な設計内容を示す資料は管見の限り存在しないため、ここでは神苑の施設内容を周辺資料から考察する。

まず、神苑の拡張に伴う宇治地区の土地区画整理後の様子を示す「宇治山田都市計画神宮関係施設宇治土地区画整理 整理予想図」²⁷⁾ (図-7) を参照すると、拡張される国道沿いの既設の電気軌道は撤去され、終点部分は拡張予定の神苑と接している。その境界部分が湾曲していることから、当該箇所はロータリーであったと推測され、混雑緩和のための自動車乗り入れ箇所とする計画であったものとみられる。さらに同図を「宇治山田都市計画地域一般圖」²⁸⁾に記された用途地域指定と併せてみると、拡張神苑から街路を隔てた北面の一角が商業地域に指定され、その中には移転後の電気軌道の駅も含まれている。つまり宇治橋外の拡張神苑は、商業地域と森厳な空間として整備された既存の宇治橋外神苑(県管公園)との境界部分に当たり、交通広場としての性質も持ち合わせた、参詣者の滞留空間であったと推測できる。これは先に引用した岡田の発言と矛盾なく、拡張神苑は宇治地区の賑わいと内宮の既存の森厳な雰囲気とを両立させるために必要な空間として計画されたものと見ることができ

る。その他、1937(昭和12)年度以降十カ年にわたり計上された「神宮関係施設費(神社局ノ分)」中の「宇治橋



図-6 神宮関係施設整備事業における宇治地区買収予定地
(「神宮関係施設調査会施行予定事業」付図を部分転載、図中番号・スケールは筆者加筆)



図-7 神宮関係施設事業による宇治橋外の拡張神苑と周辺市街地・道路・広場との位置関係

(「宇治山田都市計画神宮関係施設宇治土地区画整理 整理予想図 縮尺三千分之一」(部分)上に、「宇治山田都市計画地域一般圖」の用途地域の商業地域指定の範囲を筆者加筆)

外擴張整備並建築費」には、「土木工事」70,000 円や「植樹」60,000 円とともに「参拝人休憩所其他」70,000 円が含まれている²²⁾。このことから、宇治橋外の拡張する神苑には植樹を施し、参宮者の滞留を促す休憩所を設ける方針であったことが読み取れる。

5. おわりに

本稿では、幾度かの拡張計画を経てきた内宮神苑の設計思想の変遷を明らかにしてきた。当初の神苑会によって新設された宇治橋内神苑は、参詣者の信仰心の観点と防火の観点より整備され、参詣者の逍遥空間としての日本庭園が設置された。その後、御大典事業として拡張された宇治橋外神苑（県管公園）に対しては、防火や風致保全以外にも「参宮者の滞留空間の確保」と「神宮の森厳な雰囲気の醸成」のふたつの需要があり、「宇治橋ノ内」では実現できない参詣者の滞留休憩のできる空間の創出が当初は検討されていたが、最終的には「森厳な雰囲気の醸成」が重視され、松などを植樹した森林的園地が出現した。その後、都市計画三重地方委員会における宇治橋外神苑再拡張の議論においては、既存箇所も含めた神苑の形態について議論されており、再拡張部分については「参宮者の滞留空間」として開放的な芝生の遊園空間にすることで意見が一致していた。そして宇治山田市独自の都市計画構想案においては、既設の宇治橋外の県管公園のもつ内宮の玄関性が問題視され、内宮神苑拡張計画はこれを改善し「内宮の大手口」に相応しい空間とすべく、国道付替も含めて参詣者休憩所や交通施設空間としての神苑が構想された。そして国営都市計画における宇治橋外神苑拡張計画は、混雑緩和のための交通空間と、宮域の森厳と風致の保持に必要な境界空間の確保が目的とされ、その形は異なるものの、宇治山田市の構想案と同様に、交通広場としての性質も持ち合わせた参詣者の滞留空間として計画されていた。

以上のように、内宮の神苑拡張は、当初の防火や神宮尊厳の保持などの神宮を中心に据えた目的から、参詣者の滞留空間や交通広場機能のような都市全体を視野に入れた計画的視点に立った目的へと変遷していったことが指摘できる。

謝辞：本研究の一部は、関西大学先端科学技術推進機構研究グループの助成による。

参考文献

- 1) 伊勢新聞社：神宮，伊勢年鑑，p.10，1941
- 2) 広池千九郎：伊勢神宮，pp.76-77，1909.

- 3) 宇治山田市役所：宇治山田都市計画資料第一輯，p.5，1932.
- 4) 伊勢市：伊勢市史，p.516，1968.
- 5) 越沢明：神都計画：神宮関係施設整備事業の特色と意義，第32回日本都市計画学会学術研究論文集，p.74，1997.
- 6) 藤井清司：神苑会史料，p.373，1911.
- 7) 中嶋節子：近代京都における「神苑」の創出—京都の都市環境と緑地に関する研究—，日本建築学会計画系論文集，第493号，pp.237-243，1997.
- 8) ジョン・ブリー：「神都物語」—明治期の伊勢—，高木博志編『近代日本の歴史都市—古都と城下町—』，思文閣出版，p.369，2013.
- 9) 横地長重：度会郡宇治郷之圖，宇治郷之圖 皇大神宮ご鎮座 2000年記念伊勢古地図研究会，1997.
- 10) 藤井清司：神苑会史料，清算人事務所，p.5，1969.
- 11) 前掲10)：神苑会史料，p.111
- 12) 前掲10)：神苑会史料，pp.137-139
- 13) 加太重邦：加太邦憲自歴譜，pp.75,323-324，1931.
- 14) 前掲10)：神苑会史料，pp.140-141
- 15) 前掲10)：神苑会史料，p.156
- 16) 御大典と本県 奉迎の諸設備，伊勢新聞，1915.4.15
- 17) 神宮司庁：神宮・明治百年史上巻，pp.461-462，1971.
- 18) 神都聖地計画懇談会議事録，都市計画三重地方委員会，pp.124-126，1932.3.31，三重県土整備部都市政策課所蔵.
- 19) 前掲18)：神都聖地計画懇談会議事録，pp.124-126
- 20) 塩野庄四郎：大神都特別聖地国営計画に対する一考案 仮案概要書，宇治山田市役所，p.11，1934.
- 21) 前掲20)：大神都特別聖地国営計画に対する一考案 仮案概要書，pp.12-13
- 22) 前掲20)：大神都特別聖地国営計画に対する一考案 仮案概要書，pp.14-15
- 23) 神宮神苑地の大拡張計画事業の内容，伊勢新聞 1930年6月8日，三重県立図書館所蔵.
- 24) 内務省：神宮関係施設整備事業，内務部内臨時職員等設置制中ヲ改正ス，公文類聚・第六十五編・昭和十六年・第八卷・官職五・官制五（内務省），国立公文書館所蔵
- 25) 神宮関係施設調査会施行予定事業，神宮関係施設調査会官制ヲ定ム，公文類聚・第六十編・昭和十一年・第五卷・官職三・官制三（内務省二），国立公文書館所蔵
- 26) 岡田包義「神都計画に就いて」社団法人工政會，工政，十二年四月號，p.59，1937.
- 27) 宇治山田都市計画神宮関係施設宇治土地区画整理 整理予想図 縮尺三千分之一，宇治山田都市計画神宮関係施設宇治土地区画整理及同事業並其ノ執行年度割決定ノ件，公文類聚・昭和十六年・第九十七卷・都市計画二十，国立公文書館所蔵
- 28) 宇治山田都市計画地域一般圖，三重県 宇治山田都市計画街路追加決定ノ件，都市計画及び都市計画事業の決定書類等・昭18・国土街路決定変更・岩手・三重・247冊の2，国立公文書館所蔵
- 29) 神社局：昭和十二年度概算要求書（神宮関係施設費）（六月二十日提出），神宮関係施設調査会官制ニ關スル参考書，神宮関係施設調査会官制ヲ定ム，公文類聚・第六十編・昭和十一年・第五卷・官職三・官制三（内務省二），1936. 国立公文書館所蔵.